

福岡市子ども家庭支援員登録者 募集案内

こども未来局こども健やか部こども家庭課

こども未来局こども健やか部こども健やか課

福岡市子ども家庭支援員登録者 募集案内

1 目的

養育支援が特に必要な家庭に対し、子ども家庭支援員（以下「支援員」という。）がその居宅を訪問し養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、地域における児童虐待の未然防止や再発予防のための安全ネットの推進を図ることを目的とする。

2 活動内容

- (1) 各区保健福祉センター、こども総合相談センターからの依頼を受け、支援対象家庭を訪問し、相談・支援等を実施
 - ・妊娠及び産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助
 - ・未熟児や多胎児等に対する育児指導
 - ・妊婦及び養育者に対する身体的・精神的不調状態に関する相談・指導
 - ・若年の妊婦及び養育者に対する育児相談・指導
 - ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等
- (2) 支援方針会議、支援評価会議、支援事例検討会への出席
- (3) 事業に関する知識及び技術の研鑽のため、指定された研修の受講

3 登録期間

令和9年4月1日から辞退を申し出るまで

4 募集人数

30～40名程度

5 応募資格

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす人（年齢不問）

- (1) 市内に居住している人
- (2) 保育士、保健師、助産師、看護師、社会福祉士または児童指導員等の資格を有する人
- (3) 児童に関する相談活動や養育経験がある人

6 報酬

下記のとおり、活動に要する経費等を支給（※経費等は令和8年度の単価）

- (1) 訪問支援
 - ① 日中（9時～18時）1時間あたり2,000円
 - ② 早朝・夜間（18時～9時）1時間あたり2,500円
 - ③ 支援員の自宅から支援対象家庭までの片道の移動距離が5km以上の場合、交通費相

当として 930 円

※支援員の訪問範囲は、原則として支援員の居住する区及び隣接する区内の対象家庭とし、支援を行う時間は原則として日中の時間帯とする。

※原則として、1 家庭につき 1 回 2 時間程度。登録期間中、保健福祉センター等からの依頼があった際、1 クール（3 ヶ月）単位にて支援を実施。

- (2) 支援方針会議、支援評価会議、支援事例検討会 1 時間あたり 2,000 円

支援員の自宅から支援方針会議等が実施される場所までの片道の移動距離が 5 km 以上の場合、交通費相当として 930 円

- (3) 研修 1 時間あたり 1,036 円

- (4) 不在訪問等 1 回あたり 2,000 円

支援員の自宅から支援対象家庭までの片道の移動距離が 5 km 以上の場合かつ支援員が支援対象家庭まで移動した場合、交通費相当として 930 円

※不在訪問等とは、①支援員が支援対象家庭を訪問したが、支援対象家庭が不在のため支援を行えなかった場合、②支援員が訪問予定日にキャンセルの連絡を受けた場合

7 応募方法

- (1) 提出書類

- ① 福岡市子ども家庭支援員登録申込書
- ② レポート（別紙様式）
- ③ 履歴書（別紙様式）
- ④ 資格者証の写し（保育士、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、児童指導員、幼稚園・小学校教諭普通免許状など）

- (2) 応募締切

令和 8 年 9 月 3 0 日（水） （必着）

- (3) 提出書類送付先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市こども未来局こども家庭課 宛

【子ども家庭支援員登録関係書類在中】と記載

※提出された書類の返却不可

8 選考方法

書類選考 ※選考結果を、10 月中旬までに応募者全員に郵送にて通知
※合格者には研修を実施します

9 問い合わせ先

こども未来局こども健やか部こども家庭課 （担当：久保川、井手上）

電話 092-711-4238 FAX 092-733-5534

問い合わせ先

こども未来局こども健やか部こども家庭課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話：092-711-4238 FAX：092-733-5534